

# 個人情報管理規程

広島県精神保健福祉士協会

## 第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、広島県精神保健福祉士協会（以下：協会）内の個人情報の取扱いに関する体制・基本ルールを策定し、協会が保有する情報の紛失、漏洩、改ざん等を防ぎ、情報管理に関する協会としての社会的責任を果たすことを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本規程で使用する用語は以下のとおりとする。

一 個人情報

個人に関する情報で、当該情報に含まれる氏名、生年月日等の記述により、特定の個人を識別できるものをいう。他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人が識別できるものを含む。

二 機密情報

「協会外秘」等、外部に公開することを禁止されている情報、及び協会の活動に関する固有の情報を指す。

三 本人

協会が保有する個人情報で識別される個人をいう（会員、研修など受講者、各部会などで対象とする当事者など）

四 役員・部会員・会員

協会の役員・部会員・会員をいう。

(対象となる情報)

第3条 本規程の対象となる情報は、協会で保管するすべての個人情報であり、電子データ、印字データの別を問わない。

(適用範囲)

第4条 本規程は、協会の会員に対して適用する。また、個人情報を取り扱う業務を外部に委託する場合、必要かつ適切な監督をし、この規程に従って個人情報の適切な保護を図るものとする。

## 第2章 個人情報管理体制

(個人情報管理責任者)

第5条 協会における個人情報管理責任者は会長とする。

- 2 個人情報管理責任者は、協会における個人情報管理に関する取り組みの推進に関する責任を負う。
- 3 個人情報管理責任者は、前項の責任を果たす上で必要な事項に関する決定権を有する。

(個人情報管理者)

第6条 各分会長(委員長)を所属部門における個人情報管理者とする。

- 2 個人情報管理者は、個人情報管理責任者の定めた取組計画に従って、所属部門における個人情報管理に関する取り組みを推進する責務を負う。

## 第3章 個人情報管理に係る安全措置の概要

(個人情報保護に関する基本方針)

第7条 個人情報管理責任者は、個人情報保護に関する協会としての基本方針を定め、これを公表する。

(会員の個人情報の取扱い)

第8条 会員は協会入会時から個人情報管理を遵守しなければならない。退会後においても、在籍中に得た個人情報を漏洩しないこととする。

(個人情報の収集)

第9条 収集する個人情報の利用目的を明文化し、協会ホームページ等適切な方法により外部に公表する。

- 2 個人情報の収集は利用目的の達成に必要な限度において行う。
- 3 収集済みの個人情報の利用目的の変更を要する場合は、予め個人情報管理責任者の承認を得た上で、変更後の利用目的を公表する。
- 4 前項の規定にかかわらず、契約書等の書面やホームページへの入力結果等、本人から個人情報を直接取得する場合、書面上の明記等の手法により本人に対して利用目的を明示するものとする。

(個人情報の保管)

第10条 協会では保管する個人情報は、協会事務局で管理するものとする。

- 2 協会では保管する個人情報は、施錠管理、アクセス権の制限等、必要かつ合理的な安全管

理対策を行う。

- 3 協会員は自らが所属する部会の部会長（個人情報管理者）または個人情報管理責任者の承認なく、個人情報を協会外に持ち出し、あるいは、第三者に提供してはならない。

（個人情報の利用）

第 11 条 個人情報の利用は、予め開示した利用目的の範囲内で行い、その範囲を超えて利用を行ってはならない。ただし、法令の定めに基づく場合を除く。

- 2 データ入力等のため、個人情報の取り扱いを外部業者に委託する場合、委託先の個人情報取り扱いが適切かどうか確認した上、業務委託契約に、委託業務遂行以外の目的での利用の禁止、業務終了後の情報の返還又は廃棄、機密保持、違反時の損害賠償等の条項を設けるものとする。長期間継続して業務を委託する場合には、委託先の個人情報取り扱い状況について確認を行い、必要に応じて指導・契約の見直し等を行うものとする。

（個人情報の廃棄）

第 12 条 保管期限を経過した個人情報、又は当初の目的を達成して不要となった個人情報は速やかに廃棄するものとする。

- 2 個人情報の廃棄にあたっては、外部漏洩しないよう、印字データについてはシュレッダー処理、電子データについては、データ消去を行わなければならない。なお、廃棄を外部業者に委託する場合は、外部業者が確実に廃棄したことを確認するものとする。

（第三者提供）

第 13 条 業務の遂行にあたり、個人情報を第三者に提供する必要がある場合は、本人の同意を得るとともに予め個人情報管理者・個人情報管理責任者に報告し、その指示に従って、必要な対応を行う。

（本人からの照会対応等）

第 14 条 個人情報に関する本人からの問い合わせ、情報開示・訂正・利用停止等の請求等、苦情及び照会の受付窓口を協会事務局とする。

（教育）

第 15 条 個人情報管理責任者は、定期的に協会員を対象とした個人情報管理に関する教育を行う。また、個人情報管理の必要性についての意識喚起を図り、適切な取り扱いを行うよう指導・監督する。

（監査）

第 16 条 監事は、協会内における個人情報管理の適切性について、適宜監査を行う。

- 2 監査を行った場合、監事は監査結果を個人情報管理者及び個人情報管理責任者に伝達する。
- 3 監査対象部会などは監査結果に基づき、速やかに改善措置を実施し、結果を監事及び個人情報管理責任者に報告する。

#### 第4章 雑則

(本規程への違反)

第18条 本規程への違反が明らかになった場合、協会は会員規則の定めに従い、違反を行った協会員を処分の対象とする。

(規則)

第19条 個人情報管理責任者は、必要に応じ個人情報管理に関する規則を制定するものとする。

(改定)

第20条 本規程の改定は個人情報管理責任者の発議によるものとする。

附 則

この規程は、令和4年6月11日より施行する。